
第4章 施策の展開

基本目標1 安心・安全の地域づくり

1 適切な福祉情報の提供



■ 現状と課題

広報きりゅう、ホームページ、SNS、社協だより等、様々な手段を活用し、福祉サービスに関する情報提供を行っています。

市民アンケート調査の結果では、地域福祉を推進していくために重要なことの第2位として「福祉サービスなどの情報提供を充実すること」があがっています。また、地区別懇談会においても、情報発信の不足が課題としてあがっています。

これらのことから、第4次計画の周知をはじめ、適切な福祉情報の提供を行うとともに、必要とする人に必要な情報が届くよう、高齢者や障がい者をはじめ、誰もが掲載情報を不自由なく利用でき、必要な情報を入手できる環境づくりを進めていく必要があります。

□ 取組内容

- ① 福祉情報提供の充実
- ② 計画の周知

① 福祉情報提供の充実

【市の取組】

- ◆ 「広報きりゅう」、ホームページ及びSNS等を活用し、市民に広く福祉サービス情報を発信・提供します。
- ◆ 媒体や周知方法を工夫した福祉情報の提供に努め、若い世代への情報発信の強化として、SNS等を活用し、多様な手段で必要な情報を発信します。
- ◆ 各事業のパンフレット等に社会福祉協議会や地域包括支援センター等の相談窓口を掲載し、市民に相談窓口の周知を行います。

【社会福祉協議会の取組】

- ◇ 「社協だより」、ホームページ及びSNS等を活用し、住民に広く福祉サービス情報を発信・提供します。
- ◇ 各事業の案内を点訳、音訳し、多様な手段で必要な情報を幅広く発信します。

【市民・地域の取組】

- 広報紙やホームページ等から適切な福祉情報を入手しましょう。
- 回覧板等、地域における情報伝達の体制を整えましょう。

② 計画の周知

【市の取組】

- ◆ 第4次計画を、公民館等市有施設に配置し、計画書の周知を行います。
- ◆ 毎年度、推進委員会において進捗状況进行评估し、その結果を市ホームページにて公表します。

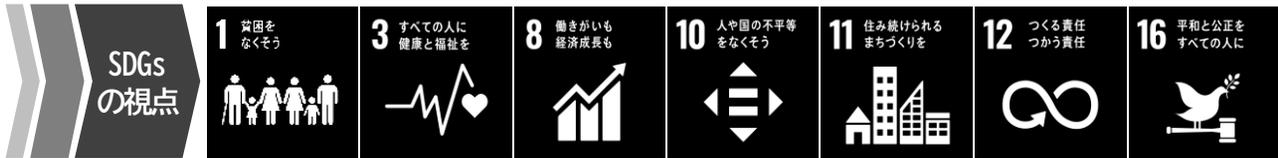
【社会福祉協議会の取組】

- ◇ 毎年度、推進委員会において第4次計画の進捗状況进行评估し、その結果を本会ホームページにて公表するとともに、支部社会福祉協議会活動や地区別懇談会の開催を通じて定期的に住民に周知を行い、第4次計画への理解を図ります。
- ◇ 第4次計画の音訳と点訳による周知を行います。

【市民・地域の取組】

- 第4次計画に基づき実施される事業に参画し、地域福祉推進に関する理解を深めましょう。

2 福祉サービスの整備・充実



■ 現状と課題

福祉分野における「介護保険サービス」、「障害福祉サービス」、「子ども・子育て支援事業」等については、各個別計画によって各種サービスの整備が進んでいます。

地域で自立した生活が送れるよう、地域の様々な関係団体や機関と連携し、福祉サービスの提供体制を整備していく必要があるため、常に地域と連携していくことが求められています。

市民アンケートでは、桐生市及び桐生市社会福祉協議会で行っている現在の「地域福祉」に関する取組の充実度について、約2割が「充実していない」と回答しており、活動内容のさらなる周知や、福祉サービス充実が課題となっています。

さらなる福祉サービスの充実はもとより、住民ニーズに合わせた基盤整備と、サービスの質の確保が必要となっています。

□ 取組内容

- ① 相談支援拠点の整備
- ② 住民ニーズに合わせた基盤整備
- ③ 支援が必要な人への支援体制の構築
- ④ サービスの質の確保

① 相談支援拠点の整備

【 市の取組 】

- ◆ 高齢者、障がい者、子育て世帯など各相談者に合わせた相談支援体制の充実を図り、複合課題に対しては、庁内の分野横断的な連携を図ります。
- ◆ 「断らない相談」を目指し、他分野との連携を図り、各地域において多様な相談を受け止める体制を整備します。
- ◆ 分野ごとの相談体制を強化します。
 - ・ 在宅医療介護連携センターきりゅうの機能強化
 - ・ 認知症初期集中支援チームの機能強化
 - ・ 認知症地域支援推進員の活動推進
 - ・ 桐生市障害者基幹型相談室の運営
 - ・ こども家庭センターの設置
 - ・ 地域子育て相談機関の設置
 - ・ 子どもすこやかホットラインの開設 等

【 社会福祉協議会の取組 】

- ◇ 地区担当職員が地域で開催されるサロン等集いの場へ出向き、積極的に相談を受け付けます。
- ◇ 窓口で受けた相談を断ることなく支援に繋がります。
- ◇ 社会福祉法人と連携し、相談支援体制の充実を図ります。

【 市民・地域の取組 】

- 各機関等の相談窓口を把握し、支援が必要な世帯と感じたら、ためらわずに相談しましょう。
- 問題を家族・個人で抱え込まず、行政機関や社会福祉協議会、民生委員・児童委員に相談しましょう。

② 住民ニーズに合わせた基盤整備

【市の取組】

- ◆ 社会情勢、国や県の動向を踏まえ、各福祉行政計画に基づき、福祉サービス及び公共施設のさらなる整備・拡充を図ります。

【社会福祉協議会の取組】

- ◇ 住民が主体となり運営されるサロン活動や見守り活動を通じて、地域の支え合いの仕組みづくりを支援します。また、身近なサロンの定期開催を推進します。
 - ①地域福祉活動推進事業
 - ②見守り活動推進事業
- ◇ 地縁によらない住民が主体となり運営される介護予防活動を目的とした通いの場づくりを支援します。
- ◇ 地域福祉活動の財源確保に向けて、寄付金や特別会費の充実を図るとともに共同募金運動を推進します。

【市民・地域の取組】

- 適切な情報を選択し、適切な福祉サービスを利用しましょう。
- 関係機関との連携のもと、支部社会福祉協議会活動・地域福祉推進の担い手として参画し、地域の支え合いの仕組みづくりを行いましょう。

③ 支援が必要な人への支援体制の構築

【市の取組】

- ◆ 困りごとについて相談しやすい身近な相談窓口の設置について検討、周知を行います。
- ◆ 支援拒否者に対して、十分に制度説明し、理解促進に努めます。
- ◆ 生活困窮者に対し、地域で自立した生活を実現できるよう自立支援事業の充実を図るとともに周知を行います。

【社会福祉協議会の取組】

- ◇ 圏域連携会議等において福祉課題を抱えるケースの早期発見を行うとともに、社会資源の開発に努めます。
- ◇ 市と連携し、資金貸付制度についての相談体制を充実させます。
- ◇ 福祉サービス利用援助事業についてより一層の相談体制を整えるとともに、必要な人に情報が届くよう周知します。

【市民・地域の取組】

- 支援が必要な人が身近にいる際に、適切な機関に繋げるよう、情報収集に努めましょう。

④ サービスの質の確保

【市の取組】

- ◆ 桐生市第六次総合計画や各福祉サービス担当課が所管する行政計画に基づきサービスや施設の整備、拡充などを図るとともに、第4次計画の進捗管理を行いつつ、地域と連携しながら整備していきます。
- ◆ 定期的に福祉サービス提供事業者への指導、意見交換を行う場を設け、市内で提供される福祉サービスの質の向上を図ります。
- ◆ 生活困窮者に対し、関係機関への同行訪問・連絡調整や、就労支援員による就労支援等を行いハローワーク等とのネットワークづくりを進めながら支援を行います。

【社会福祉協議会の取組】

- ◇ 第4次計画の進捗状況を評価し、地域と連携しながらサービスや施設の充実を図ります。
- ◇ 職員が専門性を高める研修に積極的に参加し、サービスの質の向上を図ります。

【市民・地域の取組】

- 地区別懇談会や生活支援体制整備事業における協議体活動への参加を通じて、地域福祉ニーズを明らかにしましょう。

3 災害福祉支援体制の強化



■ 現状と課題

近年、多発化している地震や洪水などの自然災害は、いつどこで起きるかわかりません。いつ起こるかわからない災害に対し、事前に助け合える組織づくりや地域の力を強めていくことは大切です。本市では、特別養護老人ホームを運営する法人等と「災害時における福祉避難所の設置及び運営に関する協定」を締結し、避難者を受け入れる体制があります。

災害時には、誰一人取り残されることがないように避難行動要支援者名簿を活用した迅速な避難体制、地域における災害時の情報提供、地域との連携強化に向けた体制整備が必要となっています。

□ 取組内容

- ① 避難行動要支援者名簿の活用
- ② 災害時の体制づくりと連携強化

① 避難行動要支援者名簿の活用

【 市の取組 】

- ◆ 広報紙、ホームページ、SNS等を通じて避難行動要支援者名簿の制度周知を行います。
- ◆ 避難行動要支援者名簿の整備を行います。
- ◆ 災害時の連携に向け、避難行動要支援者名簿の配備先について検討します。
- ◆ 自治会、民生委員・児童委員、消防、警察等に避難行動要支援者名簿を配備することで、要支援者の確認に活用します。
- ◆ 避難行動要支援者の一人一人の状況に合わせた個別避難計画の作成を進めます。また、その作成方法については、関係部署と協議を行いながら災害時に迅速に活用できるよう体制整備を図ります。

【 社会福祉協議会の取組 】

- ◇ 避難行動要支援者名簿の活用方法について市と定期的に情報交換します。
- ◇ 個別避難計画の作成を支援します。

【 市民・地域の取組 】

- 日頃からの見守り活動や、地域で防災に係る取組を実施する際に活用しましょう。

② 災害時の体制づくりと連携強化

【市の取組】

- ◆ 社会福祉協議会、地域包括支援センター、民生委員・児童委員、自治会、消防団、地域の見守り活動団体などと連携しながら、高齢者や障がい者等の特に支援が必要な方を中心に、日頃から見守りを行います。
- ◆ 日本赤十字社と連携し、炊き出し訓練や各種講習会の実施、災害義援金の受付等を実施します。
- ◆ 火災や災害時の対応について、各部署との連携を図り、体制整備を図ります。

【社会福祉協議会の取組】

- ◇ 災害ボランティアの研究を継続し、災害時に備えるとともに、過去の災害を想定した研修及び訓練を毎年度実施します。
- ◇ 支部社会福祉協議会、自主防災組織及び社会福祉法人等との連携による災害時の体制づくりに協力します。

【市民・地域の取組】

- サロン活動や見守り活動を通じて日頃から顔の見える関係を作りましょう。
- 日頃から、災害時の対応について地域で話し合しましょう。
- 自主防災組織を設置し、積極的に活動しましょう。
- 災害ボランティア訓練等に参加しましょう。

基本目標2 支え合いの仕組みづくり

1 地域における権利擁護の推進



■ 現状と課題

高齢化が進行し、本市においては令和6(2024)年度3月時点での高齢化率が37.4%となる中で、認知症高齢者や判断能力が十分でない高齢者等が増加するといわれており、日常的な金銭の管理や福祉サービスにかかわる契約締結などについて支援を行う権利擁護事業に対するニーズが高まっています。

平成28(2016)年5月に成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行され、各市町村は同制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めることとされました。

今後、認知症高齢者などの増加に伴い、成年後見制度への需要が高まっていくことが予測される中、後見を必要とする人がもれなく、円滑に制度を利用できるよう、制度の周知、相談体制の強化、担い手の育成などを進めることが求められています。

地域共生社会の実現に向けては、高齢者だけではなく、障がい者、児童、性的少数者、地域で生活する全ての人の尊厳や人権が守られる体制を整備し、積極的な情報発信や、権利擁護に関する市民意識の高揚によって、制度の利用を促進していくことが必要とされています。

□ 取組内容

- ① 体制整備・情報発信
- ② 成年後見制度の利用促進

① 体制整備・情報発信

【市の取組】

- ◆ 成年後見制度の適切かつ円滑な利用を促進するために、制度に関する周知を行います。また、相談及び担い手の育成・支援などの機能の中核を担う機関を設置するとともに、市、地域包括支援センター、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護・医療・福祉・司法等に携わる専門職など、地域の様々な主体が相互に連携する仕組みを構築します。

【社会福祉協議会の取組】

- ◇ 住民をはじめ、地域包括支援センターや相談支援事業所等の関係機関に、福祉サービス利用援助事業を周知します。
- ◇ 高齢者が日常生活の中で抱えている法律に絡む心配ごとや悩みごとに対し、専門家に相談できる機会を提供します。

【市民・地域の取組】

- 権利擁護に関する適切な情報に関心を持つよう努めましょう。
- 地域・社会における多様性を意識し、人権意識の向上を図りましょう。
- 福祉サービス利用援助事業において、専門員としての役割を担うよう努めましょう。

② 成年後見制度の利用促進

【市の取組】

- ◆ 成年後見制度に係る市長による審判請求や、認知症高齢者等成年後見制度利用支援事業の利用促進を図り、高齢者や障がい者の権利擁護を推進します。
- ◆ 窓口や相談支援専門員により、障がい者や家族に対し成年後見制度等の周知を行うほか、出前講座等を実施します。

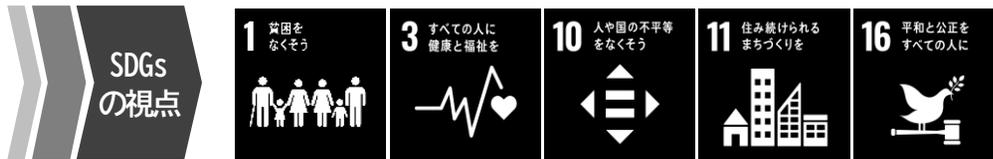
【社会福祉協議会の取組】

- ◇ 福祉サービス利用援助事業の充実を図るとともに、成年後見制度への移行が必要と判断される事例については、関係機関との連携のもと、適切に対応を行い、制度の利用促進を図ります。
- ◇ 成年後見制度に対するニーズが高まるなか、家族や専門職以外の成年後見人のあり方について職員に対し研修会を開催します。

【市民・地域の取組】

- 権利擁護に関する講座等に積極的に参加しましょう。

2 住み慣れた地域での生活の充実



■ 現状と課題

少子高齢化、単身世帯の増加、核家族等が進行し、これらを背景として、日常生活・地域生活を営むことが困難な人が増加しており、暮らしの支援ニーズは増大し、また複雑・多様化しています。こうした多様化した福祉ニーズは、高齢者・障がい者・児童という対象別の枠組みでは対応できないという課題となり、多様で複合している課題を早期に発見し、支援を行うためには相談窓口の充実が不可欠です。

地域における包括的な支援体制の構築に向けて、関係機関が、必要な情報を発信、共有し、身近な相談窓口など、複数の福祉課題を抱えた世帯を早期発見できるような相談支援体制を構築するとともに、関係機関が協力し必要な情報を交換することのできる場を提供することが求められています。

また、こうした場を提供することで、生活する上での生きがいや、困ったときの相談につながります。地域の課題解決に向けて、地域住民が「つながる」、「絆をつくる」ためには、居場所づくりや交流の場づくりも求められています。

子ども食堂やサロンなど、集いの場づくりへの支援を継続的に行うとともに、それらの場所や活動内容の周知について積極的に取り組む必要があります。

□ 取組内容

- ① 地域における必要な情報の提供
- ② 包括的相談支援体制の整備
- ③ 活動拠点施設の整備・活用

① 地域における必要な情報の提供

【市の取組】

- ◆ 社会福祉協議会と協力して情報交換の場を提供します。
 - ・ 認知症等高齢者見守りSOSネットワークの構築
 - ・ 地域ケア会議の開催
- ◆ 地域包括支援センターや民生委員・児童委員、自治会、学校と連携し、地域の被支援者や支援を必要とする人を把握します。

【社会福祉協議会の取組】

- ◇ 地域ケア会議でサロン活動や見守り活動等のインフォーマルサービスについて情報提供を行います。
- ◇ 地区別懇談会や協議体を開催し、地域の課題等必要な情報を提供します。

【市民・地域の取組】

- サロン活動や見守り活動を通じて地域の情報交換を図りましょう。
- 地区別懇談会や協議体活動等により、地域の課題について情報を共有しましょう。

② 包括的相談支援体制の整備

【市の取組】

- ◆ 社会福祉協議会と連携し、民生委員・児童委員の地域での存在を明確にできるよう、活動等の広報を行います。
- ◆ 複合的な問題を抱えている人に対し、分野を越えて総合的に相談に応じることができるよう、関係機関と連携し、重層的支援体制整備事業における包括的相談支援体制の整備を図ります。

【社会福祉協議会の取組】

- ◇ 制度の狭間にあるケースを把握し、関係機関・住民と連携・協力し、解決に向けた調整を行います。
- ◇ 民生委員・児童委員と連携し、地域の多様な相談に応えられる支援体制を整備します。
- ◇ 相談支援体制の充実に向けて、関連する多様な分野の制度を理解し、関係機関の連携を図るため、勉強会等を実施します。

【市民・地域の取組】

- 地域での困りごと等に対し、市や社会福祉協議会と連携・協力しましょう。
- 地域福祉活動に積極的に参加をし、地域の困りごとを「我が事」として捉えるようにしましょう。

③ 活動拠点施設の整備・活用

【市の取組】

- ◆ 長寿センター等について、高齢者の憩いの場としての活用だけでなく、地域の介護予防の拠点として活用するなど、市民やボランティア、社会福祉協議会等と協力しながら、多角的活用を図ります。
- ◆ 各福祉関係施設において、地域交流スペースの設置や、認知症カフェの実施などの支援を行い、地域の拠点づくりを推進します。
- ◆ 子ども食堂や学習支援活動の支援を継続するとともに、広く事業の周知を行い、世代を超えた交流の場、居場所づくりについての取組を推進します。

【社会福祉協議会の取組】

- ◇ ひきこもりの人やその家族を支援するための居場所を運営します。
- ◇ サロン(集いの場)運営者同士のネットワークづくりや情報交換のため、福祉のまちづくりセミナーを年1回開催します。
- ◇ 圏域連携会議において集いの場づくりについて情報共有します。

【市民・地域の取組】

- 地域活動の場として、公民館や長寿センター等を積極的に活用しましょう。
- 地域で行うサロン活動(集いの場)の参加や運営を行いましょう。
- 必要な福祉情報を収集し、活動に活用していきましょう。
- 地域行事において、様々な人が集まれる機会を作り、交流を広げ深めることができるよう、顔の見える関係づくりを構築しましょう。

3 健康・介護予防の推進



■ 現状と課題

市民アンケートでは「日常生活で不安を感じる」として、多くの人が「自分や家族の健康のこと」、「自分や家族の老後のこと」などを挙げています。

本市では、高齢者が介護を必要とする状態になることを予防する目的で、介護予防体操「元気おりおり体操」の普及や介護予防教室「にっこり楽々教室」及び認知機能低下予防「脳いきいき教室」などの介護予防事業を実施しています。

こうした事業は、体力の維持・向上だけでなく、人や地域との関わりを持つ良いきっかけになると考えられます。そこで、できるだけ多くの人にこれらの事業を利用してもらい、介護予防の必要性や重要性を理解してもらうとともに、住民主体の通い・集いの場の充実など、市民が日常的に介護予防や健康づくりに取り組むことができる環境づくりが求められています。

また、市民の介護予防や健康増進に向けた施策をより効果的、効率的に推進するために、介護保険制度の中で実施している介護予防事業と、他の保健事業を、一体的に実施できる仕組みや、体制づくりが必要となっています。

□ 取組内容

- ① 健康づくり・介護予防の普及啓発

① 健康づくり・介護予防の普及啓発

【市の取組】

- ◆ 健康づくりを推進するため、健康に関する知識の普及や、各種検診等の実施及び保健指導の充実を図り、ライフコース、年代や性別などの属性に合わせた事業を実施します。
- ◆ 長寿センターや各公民館等を拠点に、住民主体により実施されている「元気おりおり体操（桐生市オリジナル介護予防体操）」の普及活動を促進します。

【社会福祉協議会の取組】

- ◇ 住民主体の介護予防活動を新たに創出し、介護予防を普及啓発します。
- ◇ 高齢者のボランティア活動に対して換金可能なポイントを付与し、はつらつと元気に暮らせる地域社会づくりを推進します。
- ◇ 市内長寿センター等で、介護予防を推進します。
- ◇ 桐生市老人クラブ連合会、市、地域包括支援センター等が連携し、各区老人クラブ連合会や単位クラブ活動に介護予防の要素を加えることにより、健康づくり・介護予防を推進します。

【市民・地域の取組】

- サロン（集いの場）に参加し、介護予防に取り組みましょう。
- 脳トレーニングリーダー、介護予防サポーター、高齢者介護サポーターとして、自主的な活動を始め、地域団体や関連団体が主催する事業に参画しましょう。
- 地域で開催される行事に積極的に参加し、心身共に健康を保ちましょう。
- 自分の健康は自分で守るという意識を持ち、主体的に健康づくりに取り組みましょう。

4 地域全体によるネットワーク化の推進



■ 現状と課題

少子高齢化が進行し、世帯構成の変化で高齢者の一人暮らしや、高齢者夫婦世帯などが増え、世帯ごとの問題解決力が低下しているといわれています。

こうした中で、地域福祉推進の理念として、地域住民と、社会福祉を目的とする事業を営する者、及び社会福祉に関する活動を行う者、これらの三者は相互に協力し、地域福祉の推進に努めなければならないとされており、現在、地域支援事業、生活支援体制整備事業、協議体活動等において、地域の生活課題を情報共有する場が設置され、課題に対する様々な取組が行われています。

市民アンケートでは、地域福祉を推進していくために重要なこととして「地域での支え合いの仕組みづくりやきっかけづくりを充実する」が上位となっています。

サロン活動や見守り活動を通じて、住民相互の交流を進め、地域の福祉団体・機関同士の交流によって助け合いの機運を醸成し、また、社会福祉法人の地域における公益な取組を支援していくことで、社会福祉法人のもつ専門性を活かした、地域の生活課題に対する支え合いの仕組みやきっかけを作ることが求められています。

□ 取組内容

- ① 住民相互の交流支援
- ② 社会福祉法人との連携

① 住民相互の交流支援

【 市の取組 】

- ◆ 住民がともに支え合い、地域での生活が充実できるよう、住民相互の交流を支援するため地域の福祉関係団体・機関と連携します。
- ◆ 犯罪や非行をした人が、地域において立ち直りが出来るよう関係団体と連携し、再犯防止を推進します。
- ◆ 地域において孤立した人を作らないよう、福祉サービスの利用促進等に努めます。
- ◆ 地域支え合い推進協議体(介護保険制度の生活支援整備事業)において、地域の生活課題を把握し、課題解決に向けた体制整備を図ります。

【 社会福祉協議会の取組 】

- ◇ 住民主体の活動による交流を推進するため、支部社会福祉協議会の組織強化と、活動の充実に向けた支援を行います。
- ◇ 地域支え合い推進協議体を地区ごとに設置できるように、体制を整備します。

【 市民・地域の取組 】

- サロン活動や見守り活動を通じて住民同士のつながりを作りましょう。
- 近所へのあいさつや声かけをし、顔の見える関係づくりに努めましょう。
- 各団体が連携し、地域福祉を推進していきましょう。

② 社会福祉法人との連携

【 市の取組 】

- ◆ 自立支援協議会、子ども家庭センター等において、地域の生活課題を把握し、課題解決に向けた体制整備を図ります。

【 社会福祉協議会の取組 】

- ◇ 社会福祉法人連絡会を定期的開催し、地域貢献活動の取組内容を検討するとともに、住民に社会福祉法人の役割を周知します。

【 市民・地域の取組 】

- 地域の福祉に関する困りごとや悩み事を社会福祉法人に設置されているなんでも福祉相談員に相談しましょう。
- 地域で情報交換、情報共有する機会への参画を図りましょう。
- サロン活動や見守り活動を通じて住民同士のつながりを作りましょう。

基本目標3 地域を支える人づくり・活動の促進

1 福祉人材の育成



■ 現状と課題

これまで地域福祉活動を支えてきた団体等において、地域を支える担い手不足やその固定化、高齢化が深刻な課題となっています。

市民アンケートでは、約6割が「ボランティア・市民活動をしたことがない」と回答しており、ボランティア・市民活動をしない理由として、「何を、いつ、どこでやっているかわからないから」が最も多く、情報発信のあり方が課題となっています。

あらゆる世代が地域福祉に関心を持ち、地域社会の一員としての観点から、活動の新たな担い手となるよう取り組むことが重要です。地域福祉活動の担い手としての市民、福祉団体、行政職員、それぞれにおいて、地域福祉を推進するために人材の育成・確保の取組が必要となっています。

□ 取組内容

- ① 担い手の発掘・養成及び情報発信

① 担い手の発掘・養成及び情報発信

【市の取組】

- ◆ 各福祉分野の講座やセミナーを開催し、制度やサービスについての周知及び情報発信を行い、担い手の人材を発掘・育成します。

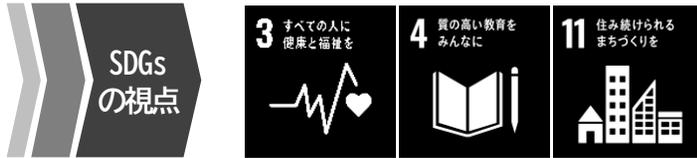
【社会福祉協議会の取組】

- ◇ 地域福祉についての関心を高め、地域福祉活動に関わる新たな人材を育成するため、ボランティア養成講座を開催します。
- ◇ ホームページやSNS等、様々な手段を活用し、ボランティア情報を発信します。

【市民・地域の取組】

- 市や社会福祉協議会が開催する、福祉に関する講座等に積極的に参加しましょう。
- 経験や知識を生かしてボランティア活動に参加し、自分の地域について関心を高めましょう。

2 福祉教育の推進



■ 現状と課題

本市では、学校や公民館で認知症サポーター養成講座を開催し、認知症に関する理解を深める取組を行っています。

また、社会福祉協議会においては、小・中・義務教育学校で体験学習を通じた福祉教育指導や高校生ボランティアスクール等、市内における福祉教育を推進しています。

地域共生社会を目指すためには、全世代を対象とした福祉教育の推進が必要とされています。

こども世代のうちから地域福祉に関心を持ち、互いに支え合うことの大切さを理解できるよう学校教育との連携を図るとともに、全世代で福祉への関心を高め、学ぶ場が確保されるような体験学習機会を提供する必要があります。

□ 取組内容

- ① 学校教育との連携
- ② 体験学習機会の提供

① 学校教育との連携

【 市の取組 】

- ◆ こどものうちから地域福祉に関心を持ち、互いに支え合うことの大切さを理解できるよう、小・中・義務教育学校において福祉教育を推進します。
- ◆ 各学校や公民館で認知症サポーター養成講座を開催し、認知症に関する理解を深める取組を推進します。

【 社会福祉協議会の取組 】

- ◇ 福祉体験学習ボランティア団体と連携し、市内小・中・義務教育学校における福祉体験学習の推進を図ります。
- ◇ 高校生ボランティアスクールを開催し、若者の福祉への関心を高めます。

【 市民・地域の取組 】

- 福祉に関する講話や講座を取り入れ、福祉に関する理解や関心を高めましょう。

② 体験学習機会の提供

【市の取組】

- ◆ こどものうちから手話に親しみ、障がい者理解の促進を図るため、市内小学校・義務教育学校の児童(4年生)を対象に「手話体験教室」を実施します。

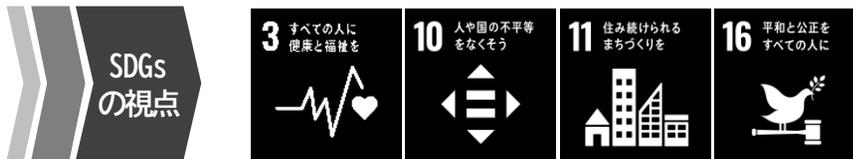
【社会福祉協議会の取組】

- ◇ ボランティア体験会等を開催し、広く住民に体験学習の機会を提供します。
- ◇ 定年退職者及び勤労世代の地域福祉についての関心を高めるための取組を行い、地域福祉活動に関わる新たな人材の育成を行います。

【市民・地域の取組】

- 福祉体験学習に参加し、福祉に関する理解や関心を高めましょう。
- 地域課題を我が事として捉えていきましょう。

3 福祉活動の推進



■ 現状と課題

福祉団体や、各種ボランティア団体と連携し、ボランティア情報の発信を行うとともに、ボランティア活動を様々な側面から支援する機関である「桐生市ボランティアセンター」の周知を図っています。

様々な対象者に応じて、ボランティア団体やその活動に関する情報を広く提供するとともに、担い手の経験や知識、熱意を活動に活かせる仕組みづくりを支援する必要があります。

□ 取組内容

- ① 市民活動の支援
- ② 活動情報の提供

① 市民活動の支援

【 市の取組 】

- ◆ 社会福祉協議会と連携し、各種市民活動やボランティア活動の情報を発信するとともに、地域で共有できるよう努めます。

【 社会福祉協議会の取組 】

- ◇ 福祉関連団体にボランティアニーズ調査を行い、調査結果で出たニーズをボランティア側に提供し、マッチング作業を行います。
- ◇ ボランティア活動の新しい場を開拓し、若年・青年ボランティア活動の推進を図ります。
- ◇ 市民活動に必要な器材を貸し出し、効果的な活動を支援します。

【 市民・地域の取組 】

- 地域の課題解決に向けて、職域によって得た経験や知識を生かせるボランティア活動等に積極的に参加しましょう。

② 活動情報の提供

【市の取組】

- ◆ 福祉活動の種類や内容について、市民に広く情報提供を行い、福祉への関心を高めてもらえるよう努めます。
- ◆ ボランティア活動の相談窓口(社会福祉協議会)の周知を行います。

【社会福祉協議会の取組】

- ◇ ホームページやSNS等の多様な媒体を用いて、桐生市ボランティアセンターについて発信します。

【市民・地域の取組】

- 市民活動等の情報について、「ゆいねっと」を積極的に活用しましょう。

4 地域福祉推進のための協働



■ 現状と課題

地域共生社会は、「支え手側」・「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる社会を指します。このため、自ら生活する地域に目を向け、そこで生じている課題を我が事として捉え、主体的に取り組むことが必要です。

地域にどのような課題や福祉的なニーズがあるのか、支部社会福祉協議会ごとに、定期的な情報交換・情報提供の場を設けるなど、市や各機関が協働する場づくりを行うことで、地域を我が事として捉える機会を設ける必要があります。

□ 取組内容

① 協働の場づくり

① 協働の場づくり

【 市の取組 】

- ◆ 社会福祉協議会と連携し、地域ニーズに対応した各福祉施策の相談支援事業を継続、発展させます。
- ◆ 地域共生社会実現に向け、関係機関と協働します。

【 社会福祉協議会の取組 】

- ◇ 地域共生社会実現に向け、市及び関係機関と協働し、課題解決に取り組みます。

【 市民・地域の取組 】

- 地域課題を我が事として捉え、地域で情報交換、情報共有する機会を設けましょう。
- 市や社会福祉協議会と情報共有をしながら地域福祉活動を推進していきましょう。